資料５－１

（案）

フルオロカーボン対策小委員会の設置について

平成 13 年７月９日
地球環境部会決定
令和７年　月　日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年１月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第８条第１項及び第４項の規定に基づき、次のとおり決定する。

１．中央環境審議会地球環境部会に、議事運営規則第８条の小委員会として、フルオロカーボン対策小委員会を置く。

２．フルオロカーボン対策小委員会は、フルオロカーボンの排出抑制対策の在り方について調査審議する。

３．フルオロカーボン対策小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

４．フルオロカーボン対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

【参考】中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の設置について
（平成 13 年７月９日　地球環境部会決定）

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の設置について（案）

１．メンバー（７月９日現在案）

富永　健　：東京大学名誉教授、＜学識経験者（理学系：地球環境）＞

浦野紘平　：横浜国立大学大学院環境情報研究院教授、＜学識経験者（理学系：化学）＞

大塚　直　：早稲田大学法学部教授、＜学識経験者（法学：民法、環境法）＞

永田勝也　：早稲田大学理工学部教授、＜学識経験者（工学系：機械工学）＞

和気洋子　：慶應義塾大学商学部教授、＜学識経験者（経済学：国際経済学）＞

＊委員長は富永健先生を予定。

このほか、地方公共団体、NGO、関係業界等からのメンバーの追加を検討中。

２．検討事項

・ＣＦＣ管理戦略等を踏まえ必要となるフロン類等対策に関すること。
・当面は、フロン回収破壊法の施行に関すること。